

各 部 等 の 長 様

市 長

令和8年度予算編成方針について(通知)

本市では、人口減少社会という厳しい現実に直面する中にありながらも、成長産業の創出や子育て支援・教育環境の充実、まちの新しい形づくりなど、未来志向の視点を取り入れたまちづくりを進めており、さらに令和 7 年度には、これらの取組を「未来プロジェクト」として拡充整理し、引き続き、戦略的・重点的に取り組むこととしている。

この「未来プロジェクト」を中心に、「第五次宇部市総合計画」の将来都市像である「ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部（まち）」の実現に向けて、様々な施策を市民との共創により推進していくことを強くお願いする。

一方で、本市の財政状況は、市債残高の減少や基金残高の確保などから、一定の健全性が保たれているが、依然増加傾向にある社会保障経費や近年のインフレに伴う人件費の上昇など、先行きが見通せない状況が続いている。また、令和 8 年度当初予算編成に先駆けて実施した概算見通し（中期財政見通しの調整）では、人件費や扶助費の増加、投資的経費の高止まりなどから、歳出圧力がさらに強まっている。

こうした見通しの中、未来を見据え、規律ある財政運営を維持していくためには、これまで以上に、職員全員が危機感を共有し、歳入の確保や歳出の効率化に加えて、過去や慣習にとらわれない柔軟な発想で、抜本的な取組を推進していくことが重要である。

このため、令和 8 年度当初予算の編成にあたっては、次代へ課題を先送りすることなく「第五次宇部市総合計画」を着実に進めていくため、事業目的の原点に立ち返り、事業の必要性や有効性を検証しスクラップフォービルドを積極的に行うこと。

また、「持続可能な市役所の変革」として検討を進めている取組について、予算への反映等を通じて積極的に具体化を図ること。

については、下記に留意のうえ、予算見積りを行うよう通知する。

記

1 基本方針

- (1) 第五次総合計画前期実行計画に掲げる目標指標の達成に向けて、E B P M や共創の考え方を取り入れながら、事業ごとの優先順位をつけ、限りある人的資源や財源の中で効果的な施策構築に努めること。
- (2) 定員適正化を念頭に、組織及び人員体制の再構築、会計年度任用職員の適正配置を図ること。また、公共施設包括管理業務委託やフロントヤード改革、R P A など業務効率化を含め

導入した取組の成果を、人員体制等の見直しに確実につなげていくこと。

- (3) 新規事業の立案にあたっては、3年サンセットを念頭に置き、データ等を用いて事業の終了又は継続を適切に評価・実行する仕組みを取り入れること。また、既存事業についても同様の考え方により整理すること。
- (4) 国・県事業と類似の事業や、データ等を用いて明確に必要性を説明できない事業については、廃止を含めて確実に見直しを行うこと。
- (5) 物価高騰等による影響に対し、市民生活の安定と地域経済の回復に向けた対策を講じること。
- (6) 人件費の上昇や物価高騰に伴い経費の増加が見込まれる場合は、単純に増加分を上乗せするのではなく、事業内容の見直しや省略により負担軽減を模索すること。
- (7) 市民サービスの拡充や行政運営の効率化に向けて、業務改善（B P R、D X）を積極的に検討すること。また、デジタル技術の活用においてはデジタル推進課と協議を行い、ランニングコストも含めた総コストと導入効果について十分に精査すること。
- (8) 事業の統廃合やプロセスの見直し、官民連携や広域連携を活用した運用体制の構築など、様々な観点から業務の合理化を積極的に検討すること。
- (9) 扶助費の更なる増加が見込まれるため、支援・サービスの内容を全て精査し、適正な水準を超えるものについては、積極的に見直しを行うこと。
- (10) 国・県などの動向を把握し、より有利な補助メニューの活用や新たな補助金の獲得を図るとともに、民間資金の活用など新規の財源確保に努めること。また、制度改正等に対しては適切に対応すること。
- (11) 決算における不用額の発生要因を分析し、不用額を最小限にとどめるよう予算の精査を行うこと。また、積算根拠についても、事業者からの見積りのみに準拠するのではなく、十分な精査を行うこと。
- (12) 施設の維持・更新については、各施設の「個別施設計画」に基づく方向性及び公共施設再編の検討状況を踏まえた上で、ライフサイクルコストや指定管理料スライド制度に留意しつつ、適正な見積りを行うこと。また、施設の廃止等に伴う遊休資産の活用による成果を歳收入反映すること。
- (13) 使用料及び手数料については、見直しに向けた検討結果を予算に適切に反映すること。
- (14) 市議会からの意見・要望や監査委員による決算審査意見などについては、可能な限り施策に反映すること。
- (15) 市政懇談会等を通じて把握した市民ニーズに的確に対応していくために、実効性の高い事業スキームを構築すること。

2 重点事業

令和7年度市長方針書で提示した「未来をカタチにする」ための主な取組を中心に、「未来プロジェクト」を戦略的・重点的に推進すること。

未来プロジェクト事業

- (1) 市民の安心安全な暮らしを守る プロジェクト
- (2) 未来に向けた戦略的産業振興 プロジェクト
- (3) 未来を担う人財育成 プロジェクト

(4) 宇部の新たな可能性を創る プロジェクト

(5) 持続可能な行財政運営 プロジェクト

3 見積の考え方

(1) 義務的経費、大規模投資、オータムレビューの新規事業等は、枠配分の対象外とする。

(2) 上記以外の経費は、各部局に設定した枠配分の範囲内で見積もること。

令和8年度予算見積り基準

編成区分	見積り基準	備考	
①	重点事業 施策的経費（枠外） 管理的経費（枠外）	◆会計年度任用職員、臨時職員の人事費 ◆扶助費 ◆公債費 ◆継続費、債務負担行為、長期継続契約に係るもの ◆大規模投資（中期財政見通しにおける総事業費1億円以上の普通建設事業） ◆特別会計の繰出金、公営企業等の負担金 ◆オータムレビューの新規・拡充事業	※未来プロジェクト事業の経費は、「重点事業」の編成区分に見積り基準すること。
②	重点事業	◆未来プロジェクト事業 ※①の経費を除く	※見積り基準の合計額は、各部等に配分する一般財源の金額を上限とすること。
	施策的経費（枠内）	◆施策の推進に必要な経費 ※①の経費を除く	
	管理的経費（枠内）	◆組織や施設などの管理・運営に必要な経費 ※①の経費を除く	

財政課
内線 8173、8174